

「第 1 章」 総 則

- 第 1 条 <名称> 本団体は「中部大学管弦楽団」（以下「楽団」という）と称する。
- 第 2 条 <目的> 本楽団は音楽性と技術の向上を図ることを基とし、同時に団体活動により社会に通じる人間性の形成、向上を目的とする。
- 第 3 条 <所在> 本楽団は中部大学クラブ運営委員に属し、事務局を同学内に設置する。
- 第 4 条 <権利> 本楽団団員は楽団規則の範囲内において平等の権利を有する。
- 第 5 条 <義務> 本楽団団員は第 2 条の目的達成のため常に精進努力をしなければならない。又、楽団規約及び決議を厳守する義務を負う。

「第 2 章」 組 織

- 第 6 条 <構成> 本楽団は、中部大学在学の学生を構成員として組織する。
- 第 7 条 <顧問> 本楽団は本楽団育成と第 2 条の目的達成のため、顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。
- 第 8 条 <指導者> 本楽団は第 2 条の目的達成のため、顧問の許可の上、本学以外からの音楽指導者、技術指導者を招くことができる。
- 第 9 条 <入団> 本楽団の活動目的に賛同する入団希望者は所定の入団手続きを行った後、本楽団団員として登録される。
- 第 10 条 <退団> 事情により、本楽団の活動を継続することが困難となった退団希望者は団長と顧問の許可を得て所定の退団手続きを行った後、退団とする。また、原則として四年次の卒団式を以て退団とする。なお、この場合は退団届を必要としない。
- その他、本楽団団員が次の各項に該当する場合も退団とする。
- (1) 第 5 条に違反した場合。
 - (2) 本楽団の名誉を著しく傷つけ、秩序を乱した場合。
 - (3) 出席不良、無届の欠席及び遅刻・早退、団費滞納が多い場合。
- 第 11 条 <休団> 1 ヶ月以上にわたる、長期休団希望者は所定の休団届を団長に提出し、団長と顧問の許可を得なければならない。

- (1) 休団期間中の団費は通常の団費の半額とする。
- (2) 休団の前に、借りていた楽器は調整に出し、返却する。
- (3) 休団期間は原則 6 ヶ月以内とする。ただし、休団期間が 6 ヶ月を超える場合は部活継続が困難とみなして退団とする。

第 12 条 <役員> 本楽団には次の役員を設置する。

- 1 運営幹部 団長(総責任者)
副団長
会計
ステージマネージャー
運営スタッフ 広報
合宿
備品・運搬
OB・OG エキストラ連絡
オーケストラ連盟委員
クラブ運営委員
- 2 技術幹部 コンサートマスター
弦楽器トレーナー
管楽器トレーナー
技術スタッフ 各楽器パートリーダー
弦・管トレーナー補佐

第 14 条 <選出> 役員は本楽団団員の第 3 学年が出席する会議において選出し、総会の承認を得る。

第 15 条 <任期> 役員の任期は原則として 1 ヶ年とする。

第 16 条 <補充> 役員は次のような事項に該当し、役員を継続することが不可能となった場合、当事者が代役を立てる。但し、期間は前役員の残存期間とする。

- (1) 役員が辞意を表明し、幹部会において承認された場合。
- (2) 長期間任務執行不能の場合。
- (3) 全楽団員の 3 分の 2 以上の署名を以て不信任案とし、案が総会において可決された場合。

第 17 条 <役割> 役員の職務についての詳細は別紙に定める。

「第 3 章」 議 会

第 18 条 <総会> 総会の本楽団の最高議決機関であり、本楽団団員でこれを構成する。

第 1 項 本楽団団員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立する。

第 2 項 総会での決議は出席者の 3 分の 2 以上を以て成立する。

第 3 項 総会を欠席した者は「団員の責任及び義務の放棄」と認め、全権を議長に委任したものとし、異議は認めない。

第 4 項 総会は下記の通り開催する。

・定期総会

3 月下旬に開催される。内容は年度会計報告、その他事項の報告。

・臨時総会

必要に応じて団長が招集する。また、全楽団員の 4 分の 1 以上の総会開催の要求があった場合、団長がこれを招集する。

第 19 条 <会議> 役員会には幹部会、運営スタッフ会、技術スタッフ会があり、楽団顧問、並びに技術指導者の指導を受け、検討する。

「第 4 章」 活 動

第 20 条 <活動> 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 21 条 <練習> 本楽団団員は第 2 条の目標達成のために練習日には出席しなければならない。止むを得ない事情により欠席及び遅刻・早退する場合は事前に団に対して連絡を取らなければならない。

第 22 条 <時間> 本楽団の活動時間は以下の通りとする。

月曜日 午後 5 時 30 分～午後 7 時 30 分

水曜日 午後 3 時 30 分～午後 6 時

土曜日 午後 2 時～午後 5 時

但し、必要に応じて上記以外でも練習を行う。

第 23 条 <場所> 本楽団の活動は体育・文化センター音楽棟 4 階の合奏室及びパート練習室で行う。但し、必要に応じて上記以外でも練習を行う。

第 24 条 <行事> 本楽団団員は、定期演奏会等の本楽団の活動や大学行事に積極的に参加しなければならない。その際、楽団顧問の許可を受ける必要がある。

第 25 条<事故防止>本楽団の構成員全てが事故を未然に防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

第26条 <罰則等> 本楽団団員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第23条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本楽団の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

「第5章」 会 計

第27条 <会計> 部員は活動のために、部費を納めるものとする。

第28条 <財源> 本楽団の経費は本楽団団員による入団金・団費、クラブ運営委員会によるクラブ援助金、その他収入を以て構成される。

第29条 <経費> 入団金 1,000 円、団費年額 10,000 円とする。
本楽団団員はこれを納入する義務がある。又、定期演奏会など各種行事の費用はその都度臨時徴収する。

第30条 <年度> 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第31条 <決算> 本楽団の決算は3月下旬までに終了し、会計は決算書を総会に提出し、承認を得なければならない。

「第6章」 備 品

第32条 <管理> 本楽団が所有する楽器・備品・楽譜は、備品管理係によって管理される。

第33条 <借用> 本楽団が所有する楽器を使用する際には、楽器借用書を提出し、備品管理係の許可を得て使用しなければならない。また、楽器貸与規程を遵守しなければならない。

第34条 <返却> 本楽団が所有する楽器を返却する際には、楽器を調整しすぐに使える状態にした後に、領収書と楽器返却確認書を備品管理係に提出して返却を行う。

「第 7 章」 補 則

第 3 5 条 <補足> 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

第 3 6 条 <改正> 本楽団規約書本文の改正は、総会並びに楽団顧問の許可を以て改正を行うことができる。

楽団規約 補足

○第 1 7 条 <役割>について (2025 年)

第 1 項 団長は次の任務、権利を有する。

- (1) 本楽団を統括し、活動について全責任を負う。
- (2) 各種書類の受理及び確認、作成、管理をする。
- (3) 役員会での決定事項及び委任事項の執行をする。
- (4) 「役員」の設置及び廃止の提案、選出をする。
- (5) スタッフ会、幹部会及び総会での議長を務める。
- (6) 楽団顧問、学生支援課、クラブ運営委員との折衝を行う。
- (7) 代表者会議等の各会議への参加をする。
- (8) 全役員の統括、把握を行う。
- (9) OB・OG との折衝を行う。

第 2 項 副団長は次の任務、権限を有する。

- (1) 団長の補佐を行う。
- (2) 全運営スタッフの統括、把握を行う。

第 3 項 会計は次の任務、権限を有する。

- (1) 団費、演奏会費の徴収、管理を行う。
- (2) 金銭の出納及び管理を行う。
- (3) 団費、及び定期演奏会における予算案の作成、及び報告を行う。
- (4) 援助金・支援金の管理及び用途の提案を行う。

第 4 項 ステージマネージャーは次の任務、権限を有する。

- (1) 演奏会全般における事務の統括を行う。
- (2) 定期演奏会における会場関係者との折衝を行う。
- (3) 大学側主催の行事において大学との折衝を行う。

第 5 項 広報は次の項を主な業務とする。

- (1) 演奏会における渉外の総責任者。

- (2) 演奏会の後援依頼、広報宣伝活動、広告スポンサー依頼を行う。
- (3) 演奏会のパンフレット、チラシ、チケット等の作成、依頼。
- (4) 団のポスター、団子集等の作成を行う。

第6項 合宿は次の項を主な業務とする

- (1) 新歓合宿、本合宿における総責任者。
- (2) 合宿の日時とスケジュール、会場の選出、及び決定。
- (3) 各合宿における合宿費の徴収・管理を行う。

第7項 備品・運搬は次の項を主な業務とする。

- (1) 本楽団所有の楽器、楽譜及び偏品の管理を行う。
- (2) 楽器、楽譜、備品の貸与の折衝を行う。
- (3) 消耗品の補充・管理を行う。
- (4) 使用する譜面の借用手配、配布を行う。
- (5) 借用書、更新書、返却書の作成、管理を行う。
- (6) 原譜の作成を行う。
- (7) 演奏会、合宿における器材運搬及び運搬指揮を行う。
- (8) 運搬におけるトラックの手配を行う。

第8項 OB・OG エキストラ連絡は次の項を主な業務とする。

- (1) OB・OG エキストラの募集を行う。
- (2) OB・OG エキストラとの折衝を行う。

第9項 オーケストラ連盟委員は次の項を主な業務とする。

- (1) 本楽団の代表として、東海学生オーケストラ連盟の会合に参加する。
- (2) 初見大会、合同演奏会にスタッフとして参加する。
- (3) 他大学との折衝を行う。

第10項 クラブ運営委員は次の項を主な業務とする。

- (1) クラブ運営委員会が主催する行事への参加をする。
- (2) クラブ運営委員会の活動を行う。
- (3) クラブ運営室の管理を行う。

第11項 コンサートマスターは次の任務、権限を有する。

- (1) 合奏練習時におけるオーケストラ全体の演奏技術・統率力の把握をする。
- (2) 必要に応じてサブコンサートマスターを一人選出、指名する。

第12項 弦楽器・管楽器トレーナーは次の任務、権限を有する。

- (1) 本楽団団員の演奏技術力の把握を行う。
- (2) 弦・管の団員、エキストラの把握をする。
- (3) 練習の内容・場所・時間を決定する。
- (4) 分奏・合奏練習時における指揮、及び指導を行う。
- (5) 学外トレーナーとの連絡、対応を行う。
- (6) 客演指揮者との連絡・対応を行う。

第 13 項 各楽器パートリーダーは次の任務、権限を有する。

- (1) パート内の団員の統括、把握を行う。
- (2) 練習時におけるパート内の技術指導、及び技術力の把握をする。

第 14 項 弦・管トレーナー補佐は次の任務、権限を有する。

- (1) トレーナーが何らかの理由で不在の時に、代わりに指揮、及び指導を行う。
- (2) トレーナー補佐は必ずしも設ける必要はない。

附則

本規約は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、1998 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。